

## 函館市養育支援訪問事業実施要綱

### (目的)

第1条 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。  
(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定される事業)

### (支援の対象)

第2条 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等により、訪問による養育支援を特に必要とする、次の各号のいずれかに該当する状態にある家庭を対象とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診および望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援につながない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

### (事業の内容)

第3条 支援内容は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものを行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- (2) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- (4) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援（訪問支援者）

第4条 訪問支援者は、函館市子ども未来部子ども見守り・相談課の保健師、家庭児童相談員等とする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の函館市養育支援訪問事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。